

委員会発案第 1 号

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 5 年 3 月 1 3 日提出

由利本荘市議会議長 渡 部 功 様

提出者 由利本荘市議会産業経済常任委員会
委員長 大 関 嘉 一 ㊟

(別 紙)

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める意見書（案）

今や日本においては3人に1人は非正規、4人に1人は年収200万円以下の労働者とされている。平均賃金は減り続けている傾向があり、家計は厳しく、モノは売れず、生産は縮小し、雇用機会の減少と企業の経営危機を招いている。また、収入が少なく不安定なため、結婚できず、子どもを産み育てられない年代も増えている。

東日本大震災からの復興も遅れており、国と自治体の施策、民間の投資も、生活できる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、生活再建も地域の復興も進まない。

今の地域別最低賃金は、東京で850円、被災地の岩手が653円、秋田は654円である。フルタイム働いても年収で117万円～153万円では、安定的な暮らしはできない。また、地域間格差もあり、昨年、秋田県の地域別最賃は、時間額7円の引き上げであったが、全国平均では12円の引き上げだった。この5年間で秋田県と東京では時間額で75円も格差が拡大している。これでは、若者の県外流出を止めることは困難であり、地域間格差を解消しつつ、最低賃金を引き上げる必要がある。

2010年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は購買力平価換算で月額約20万円、時間額1,000円以上が普通である。高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げることが必要である。生活できる水準の最低賃金を確立し、それに基づいて生活保護基準、年金、農家の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を調整していけば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることが可能となる。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 地域別最低賃金を引き上げること
2. 全国一律最低賃金制度確立を展望し、地域間格差を是正するための施策を進めること
3. 中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに中小零細業者の生活支援策を十分に講じること

平成25年3月 日

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 渡 部 功